

港 湾 管 理 者 の 料 金

平成 26 年 4 月 1 日

1. 入 港 料
2. 泊地使用料
3. 岸壁・棧橋使用料
4. 係船浮標使用料
5. 物揚場使用料
6. 駐車場使用料
7. 固定式荷役機械
8. 軌道走行式荷役機械
9. 荷捌き地使用料
10. 上屋使用料
11. マリンターミナル待合所使用料
12. 野積場使用料
13. 貯木場使用料
14. 廃棄物焼却施設
15. 廃油処理施設
16. 緑地等
17. 港湾関連団体用業務室
18. 港湾施設用地
19. プレジャーボート係留施設使用料

1 入港料

区 分	使 用 料 金 等
基 準 料 率	入港1回総噸数1噸につき2円に16銭を加えた額
外航船舶の料率	入港1回総噸数1噸につき2円
内航船舶の料率	入港1回総噸数1噸につき基準料率の1/2の額

備考

- (1) 外航船舶の料率は、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶について適用する。
- (2) 内航船舶の料率は、本邦と外国との間を往来する船舶以外の船舶について適用する。
- (3) 1及び2に規定する船舶以外の船舶については、基準料率を適用する。
- (4) 同一船舶が1日に2回以上同一港湾に入港するときは、1日につき入港1回とみなす。
- (5) 同一船舶が1月(月の1日から末日までをいう。)に11回(4の規定の適用があるときは、その適用後の回数を含む。)以上同一港湾に入港するときは、1月につき入港10回とみなす。
- (6) 当該船舶の総トン数に1トン未満の端数があるときは、その端数を1トンとみなす。
- (7) 総トン数の表示のない船舶については、規則で定めるところにより算定したトン数を当該船舶の総トン数とする。
- (8) 1件の入港料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 泊地使用料

区 分	使 用 料 金 等
清水港折戸湾及び袖師地区泊地	係船浮標の使用料の1/2の額

3 岸壁・棧橋使用料

区 分		使 用 料 金 等	
外 航 船 舶		総噸数1噸24時間につき	10円90銭
		使用時間2時間未満の場合1噸につき	4円90銭
		使用時間が2時間以上12時間以下の場合	8円20銭
そ の 他 の 船 舶		総噸数1噸24時間につき	11円70銭
		使用時間2時間未満の場合1噸につき	5円10銭
		使用時間が2時間以上12時間以下の場合	8円70銭
はしけ	載貨重量噸数300噸未満	1隻24時間につき	880円
	載貨重量噸数300噸以上		1,830円
起重機船	揚力100噸未満		880円
	揚力100噸以上500噸未満		1,830円
	揚力500噸以上		2,730円
雑 種 船			

4 係船浮標使用料

区 分		使 用 料 金 等	
総トン数 1,000 トン未満の船舶	外航船舶	1 隻 24 時間につき	3,140 円
	その他の船舶		3,380 円
総トン数 1,000 トン以上 3,000 トン未満の船舶	外航船舶		6,300 円
	その他の船舶		6,780 円
総トン数 3,000 トン以上 5,000 トン未満の船舶	外航船舶		9,440 円
	その他の船舶		10,180 円
総トン数 5,000 トン以上 10,000 トン未満の船舶	外航船舶		14,160 円
	その他の船舶		15,280 円
総トン数 10,000 トン以上 15,000 トン未満の船舶	外航船舶		23,390 円
	その他の船舶		25,250 円
総トン数 15,000 トン以上の船舶	外航船舶		28,320 円
	その他の船舶		30,560 円

5 物揚場使用料

区 分			使 用 料 金 等		
船 船	一 般 使 用	外航船舶	総トン数 1 トン 24 時間につき	2 円 40 銭	
			使用時間 1 時間未満の場合 1 トンにつき	1 円 70 銭	
		その他の船舶	総トン数 1 トン 24 時間につき	2 円 40 銭	
			使用時間 1 時間未満の場合 1 トンにつき	1 円 70 銭	
	継 続 使 用	総トン数 50 トン未満	外航船舶	1 隻 1 月につき	1,270 円
			その他の船舶		1,350 円
		総トン数 50 トン以上 100 トン未満	外航船舶		2,540 円
			その他の船舶		2,730 円
		総トン数 100 トン以上 300 トン未満	外航船舶		5,080 円
			その他の船舶		5,480 円
	総トン数 300 トン以上	外航船舶	15,240 円		
		その他の船舶	16,440 円		
は し け	載貨重量トン数 300 トン未満		1 隻 24 時間につき	250 円	
	載貨重量トン数 300 トン以上			540 円	
起 重 機 船	揚力 100 トン未満			250 円	
	揚力 100 トン以上 500 トン未満			540 円	
	揚力 500 トン以上			880 円	
雑 種 船				250 円	

6 駐車場使用料

区 分			使 用 料 金 等		
立 掛 け 式 駐 車 場 以 外	1 級	一 般 使 用	普通自動車	1 台 1 時間まで	200 円
			バ ス		600 円
	2 級	一 般 使 用	普通自動車	1 台 1 月につき	7,700 円
			専 用 使 用		1 台 1 回につき
立掛け式駐車場専用使用			1 台 1 月につき	15,910 円	

7 固定式荷役機械

区 分		使 用 料 金 等	
揚力 50 トンポスト型固定式ジブクレーン		1 台 1 時間につき	13,050 円
固定式送油中継機	一般使用	取扱石油類 1 トンにつき	15 円 40 銭
	専用使用	1 基 1 月につき	169,840 円

8 軌道走行式荷役機械

区 分		使 用 料 金 等	
重量物用橋型走行式起重機		1 台 30 分につき	39,190 円
走行型陸揚機		取扱石炭類 1 トンにつき	83 円
		チップその他の取扱貨物（石炭を除く。） 1 トンにつき	168 円
走行型真空吸込式陸揚機		取扱穀類 1 トンにつき	200 円

9 荷捌き地使用料

特級	貨物搬入の日から起算して 15 日まで	1 平方メートル 1 日につき	5 円 70 銭
	貨物搬入の日から起算して 16 日以後		8 円 80 銭
1 級	貨物搬入の日から起算して 15 日まで		3 円 90 銭
	貨物搬入の日から起算して 16 日以後		5 円 70 銭
2 級	貨物搬入の日から起算して 15 日まで		3 円 10 銭
	貨物搬入の日から起算して 16 日以後		5 円 10 銭
荷捌き地の付帯施設である冷凍コンテナ用コンセント		1 個 1 日につき	121 円

10 上屋使用料

区 分			使 用 料 金 等	
1 級	一般使用	貨物搬入の日から起算して 15 日まで	1 平方メートル 1 日につき	29 円 60 銭
		貨物搬入の日から起算して 16 日以後 30 日まで		59 円 20 銭
		貨物搬入の日から起算して 31 日以後		118 円 20 銭
	専用使用		1 平方メートル 1 月につき	740 円
2 級	一般使用	貨物搬入の日から起算して 15 日まで	1 平方メートル 1 日につき	28 円 40 銭
		貨物搬入の日から起算して 16 日以後 30 日まで		56 円 90 銭
		貨物搬入の日から起算して 31 日以後		114 円 10 銭
	専用使用		1 平方メートル 1 月につき	712 円
3 級	一般使用	貨物搬入の日から起算して 15 日まで	1 平方メートル 1 日につき	18 円 30 銭
		貨物搬入の日から起算して 16 日以後 30 日まで		36 円 50 銭

		貨物搬入の日から起算して31日以後		73円10銭
	専用使用		1平方メートル1月につき	455円
4級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル1日につき	14円10銭
		貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで		28円80銭
		貨物搬入の日から起算して31日以後		57円20銭
	専用使用		1平方メートル1月につき	365円
5級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル1日につき	8円80銭
		貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで		18円20銭
		貨物搬入の日から起算して31日以後		36円30銭
	専用使用		1平方メートル1月につき	234円
くん蒸上屋	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル1日につき	37円90銭
		貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで		75円90銭
		貨物搬入の日から起算して31日以後		152円20銭
	専用使用		1平方メートル1月につき	950円
漁舎専用使用			1平方メートル1月につき	267円

11 マリンターミナル待合所使用料

区 分		使 用 料 金 等	
一般使用		1平方メートル1日につき	100円
待合所の附帯施設である展示場等		1平方メートル1月につき	850円
※ ただし、客船のうち外航資格を持つ邦船・外国船が客船ターミナルとして使用する場合は無料（多目的ホールも含む）			

12 野積場使用料

区 分			使 用 料 金 等	
特級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル1日につき	5円70銭
		貨物搬入の日から起算して16日以後		8円80銭
	専用使用		1平方メートル1月につき	149円
1級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル1日につき	3円90銭
		貨物搬入の日から起算して16日以後		5円70銭
	専用使用		1平方メートル1月につき	102円
2級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル1日につき	3円10銭
		貨物搬入の日から起算して16日以後		5円10銭
	専用使用		1平方メートル1月につき	83円

13 貯木場使用料

区 分		使 用 料 金 等	
水 面 整 理 場	1 平方メートル1月につき	17 円 30 銭	
水 面 貯 木 場		17 円 20 銭	
陸 上 貯 木 場		52 円 10 銭	

14 廃棄物焼却施設(休止中)

区 分		使 用 料 金 等	
廃棄物焼却施設	1月につき	351,000 円	

15 廃油処理施設(休止中)

区 分		使 用 料 金 等	
水バラスト	外航船舶	1 立方メートルにつき	110 円
	その他の船舶		110 円
ビルジ	外航船舶		1,120 円
	その他の船舶		1,200 円
専 用 使 用		1月につき	720,000 円

16 緑地等

区 分		使 用 料 金 等	
業として行う写真撮影		1台1月につき	2,410 円
競技会、展示会、博覧会、興行、集会その他これらに類する催し等		1平方メートル1日につき	40 円

17 港湾関連団体用業務室

区 分		使 用 料 金 等	
港 湾 関 連 団 体 用 業 務 室		1平方メートル1月につき	1,270 円

18 港湾施設用地

区 分		使 用 料 金 等	
永久的工作物を設ける場合		1 平方メートル1年につき	地価の 5/100
仮設工作物を設ける場合			地価の 3/100
工作物を設けない場合			地価の 1/100
電柱等の建設		1本1年につき	840 円
地 下 埋 設 管	外口径 40cm 未満	1メートル1年につき	180 円
	外口径 40cm 以上 1m 未満		450 円
	外口径 1m 以上		900 円

19 プレジャーボート係留施設使用料

区 分			使 用 料 金 等	
プレジャーボート係留施設	1 級施設	1 類	1 隻 1 月につき	2,880 円に艇長を乗じて得た額
		2 類		1,950 円に艇長を乗じて得た額
	2 級施設			1,740 円に艇長を乗じて得た額
	3 級施設			1,020 円に艇長を乗じて得た額
※ただし、県外に住所を有する者が使用する場合の使用料は、上記の使用料の5分の1の額を加算した額とする。				